○沖縄県警察の巡査長に関する訓令

(昭和47年5月15日沖縄県警察本部訓令第12号)

改正 昭和 47 年 10 月 5 日訓令第 85 号

昭和49年4月1日訓令第8号

平成3年12月7日訓令第18号

平成6年1月6日訓令第2号

平成7年3月22日訓令第5号

平成31年2月1日沖縄県警察本部訓令第1号

令和2年3月31日沖縄県警察本部訓令第10号 令和3年3月31日沖縄県警察本部訓令第10号

(目的)

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則(昭和42年国家公安委員会規則第3号)及び 沖縄県警察の組織に関する規則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号)第56条の 規定に基づき、沖縄県警察の巡査長の設置等について、必要な事項を定めることを目 的とする。

(巡査長の設置)

- 第2条 警察本部の課、交通部交通機動隊、警備部機動隊(以下「機動隊」という。)、 警備部国境離島警備隊(以下「国境離島警備隊」という。)及び警察学校並びに警察 署(以下「所属」という。)に、次に掲げる基準に従い、巡査長を置く。
 - (1) 巡査が複数で勤務する交番、警備派出所等については、勤務の単位ごとに1 人以上
 - (2) 巡査が単独で勤務する駐在所等の勤務箇所については、重要なものごとに1 人
 - (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人 以上

(巡査長の行う職務)

- 第3条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 勤務をともにする巡査(巡査長たる巡査を除く。以下同じ。)に対し、自己 の勤務を通じて実務の指導に当ること。
 - (2) 勤務をともにする巡査の勤務について、必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

- 第4条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であって、次 の各号のいずれかに該当する者から選考して充てるものとする。
 - (1) 勤務年数が6年(学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(短期大学を除く。)を卒業した者にあっては2年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者(同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)にあっては4年)に達しており、かつ、指導力を有する者
 - (2) 巡査部長昇任試験に合格している者
 - (3) その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた指導力を有する者 (欠格事項)
- 第5条 前条第1号に定める資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者は、選考から除外するものとする。
 - (1) 減給以上の懲戒処分を受け、その処分の終つた日から1年を経過していない 者

- (2) 規律違反により当該選考期日前1年以内に本部長又は所属の長から訓戒処分を2回以上受けた者
- (3) 休職中または長期療養中の者

(巡査長選考委員会)

- 第6条 巡査長の選考を行うため、警察本部に、巡査長選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- 3 委員長は警察本部長、委員は警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部 長、警備部長及び警務課長をもつて充てる。
- 4 委員会の庶務は、警務部警務課において処理するものとする。

(会議)

- 第7条 委員会は、委員長及び委員3人以上出席しなければ会議を開くことができない。 (巡査長の選考方法)
- 第8条 巡査長の選考方法は、巡査長選考推薦上申書(第1号様式)により、所属の長から推せんされた巡査について、書類審査により委員会が行うものとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、面接審査をあわせて行うことができる。
- 2 前項により巡査長候補者を決定したときは、巡査長候補者名簿(第2号様式)を作成 するものとする。

(巡査長に充てる巡査に対する教養)

第9条 巡査長に充てる巡査に対しては、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を 行うものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者については、これを省 略することができる。

(巡査長の心構え)

第10条 巡査長は職務の重要性を自覚し、修養研さんに努めなければならない。

附則

この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (昭和47年10月5日訓令第85号)

この訓令は、昭和47年10月5日から施行し、昭和47年5月15日から適用する。

附 則(昭和49年4月1日訓令第8号)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月7日訓令第18号)

この訓令は、平成3年12月7日から施行する。

附 則(平成6年1月6日訓令第2号)

この訓令は、平成6年1月10日から施行する。

附 則(平成7年3月22日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、警務部の次席職及び警察署の次長職の 廃止に関する部分については平成6年4月1日、防犯部及び派出所の名称変更並びに警察 本部の部の規定順の変更に関する部分については平成6年11月1日から適用する。

附 則(平成31年2月1日沖縄県警察本部訓令第1号) この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日沖縄県警察本部訓令第10号) この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日沖縄県警察本部訓令第10号) この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

巡查長選考推薦上申書 [別紙参照]

第2号様式

巡查長候補者名簿 [別紙参照]